

別表1 補助対象者

対象者	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none">① 市内に事業所を有する者であること。② 1年以上操業していること。③ 市税の滞納がないこと。④ 旭川市暴力団排除条例（平成28年旭川市条例第16号）に規定する暴力団又は暴力団員等との関係を有していないこと。 <p>※次のいずれかに該当する事業を行う者は補助対象者とししない。</p> <ul style="list-style-type: none">① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき、営業の許可又は届出を要する事業② 宗教活動又は政治活動を目的とする事業③ 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業
-----	---

別表2 補助対象事業及び補助対象経費等

<p>対象事業</p>	<p>市内事業所または市内事業所から会計処理を請け負う会計事務所等（帳票類のデータ化が請負内容に含まれていないこと）からの依頼により、国税関係帳簿書類等を電子帳簿保存法（平成10年法律第25号）の規定に基づく形式でスキャナ保存等によりデータ化し、納品する事業。</p>
<p>対象経費</p>	<p>① 役務の無料提供（スキャナ保存等に関する費用を無料とし負担したもの） 事業所・会計事務所当たりの補助金額の上限を1か月相当分10,000円とし、最大3か月間とする。</p> <p>② 広告宣伝費 補助事業の周知に係る経費として、会場使用料・印刷費・通信運搬費・広告費・委託費を対象とする。 ※消費税及び地方消費税を除く。</p>
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の10/10以内</p>
<p>補助限度額</p>	<p>840万円（ただし、広告宣伝費は、補助対象経費の10%以内とする） ※補助事業者が2者以上となった場合は、事業内容等を勘案し、予算の範囲内で交付額を決定する。</p>
<p>補助対象期間</p>	<p>令和6年4月1日から令和6年12月31日 ※補助対象期間内に対象経費①を無料提供したこと、令和6年12月31日までに②の支払いが完了していることを証明できること。</p>

別表 3 関係書類

申請書等	関係書類
<p>交付申請書 (様式第 1 号)</p>	<p>① 事業計画書(様式第 1 号- 1) ② 事業予算書(様式第 1 号- 2) ③ 法人の登記事項証明書及び定款 ④ 市税に滞納がないことを証する書類 ⑤ その他市長が必要と認めたもの</p>
<p>変更申請書 (様式第 3 号)</p>	<p>① 事業計画書(様式第 1 号- 1) ② 事業予算書(様式第 1 号- 2) ※いずれも変更後のものとする。</p>
<p>実績報告書 (様式第 6 号)</p>	<p>① 実績報告書(様式第 6 号- 1) ② 事業決算書(様式第 6 号- 2) ③ 支出等を証する書類の写し ※役務の無料提供においては無料としたことを証する書類の写し</p>